

川広要望第 112号

令和2年2月13日

川越狭山工業会

会長 石田 嵩 様

川越市長 川合善明

(公印省略)

貴下、ますます御清祥のことと存じます。

先般、御要望いただきました件につきまして、その結果を別紙のとおり御回答申し上げます。

〒350-8601

川越市元町1丁目3-1

川越市市民部広聴課 広聴担当 関根

TEL 049-224-5011 (直通)

メール kocho@city.kawagoe.saitama.jp

要望書（川越狭山工業団地内の交通安全・環境整備について）回答

R1 No.112 川越狭山工業会

1. 歩行者用信号機設置について

(1) 川越狭山工業団地内の交差点で、歩行者用信号機がない箇所で危険と思われる場所が数カ所見受けられます。交通事故未然防止の観点から市として公安委員会への働きかけをお願いしたい。

【回答】

歩行者用信号機の設置につきましては、埼玉県警察本部交通部交通規制課が所管となり、川越警察署が窓口となっておりますので、再度、御要望内容を申し伝えます。

2. 新狭山公園通りの道路全面補修について

(1) 川越市南台から新狭山間の新狭山公園通り道路は、経年劣化により道路の痛みが激しく交通安全の観点からも全面的な補修をお願いしたい。

【回答】

要望箇所につきましては、舗装が傷んでいる状況を確認しましたので、今後補修を検討してまいります。

3. 工業団地内道路の修繕について

(1) 川越狭山工業団地内の川越エリアにおいて、一部道路が削れ、陥没しているような状態になっていることから、車両走行時にハンドルが取られる可能性があり、とても危険であり早急に改修していただきたい。

【回答】

要望箇所につきましては、事業所の出入りが原因であると考えられるため、今後、その事業所と道路の修繕について協議を進めてまいります。

(2) 川越市南台1-4-4付近の歩道と道路の境のコンクリートが破損し浮いた状態になっており、危険であることから早急な修繕をお願いしたい。

【回答】

要望箇所につきましては、今年度8月に修繕を実施しました。

(2) 川越市南台1-10-7、1-3-2、1-5-5付近の道路の傷みの修繕及び、側溝の詰まり・縁石付近の泥の除去をお願いしたい。

【回答】

要望箇所の修繕や清掃につきましては、順次対応してまいります。

4. スピード規制表示について

(1) 川越狭山工業団地内の道路のスピード規制表示が消えて危険な箇所があります。一昨年より要望している内容ですが、改善されていないのが実態です。

公安委員会管轄と道路管理者管轄に所轄が分かれていることは理解しているものの、交通事故未然防止の観点から、市として公安委員会への働きかけを含め早急な対応をお願いしたい。

【回答】

速度規制の路面標示につきましては、埼玉県警察本部交通部交通規制課が補修等の管理を行い、川越警察署が窓口となっておりますので、再度、御要望内容を申し伝えます。